



## 消費者契約法の一部改正

弁護士 青木 一雄

平成28年5月25日消費者契約法の一部を改正する法律が成立しました。施行期日は平成29年6月3日からです。

消費者契約法の一部改正は消費者に有利な内容の改正で、皆様にも関係のあることですので説明します。

### 1. 契約を取消す範囲が拡張されました。

これまでは、契約の目的物に関する不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、退去妨害により、事業者が契約を締結させた場合、消費者はその契約を取消すことができました。

さらに、今回高齢者の判断能力の低下等につけ込んで大量に商品を購入させる被害事案を考慮し、過量な内容の契約の取消しを消費者に認めました。

事業者が消費者契約の締結を勧誘する際に、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて、その分量、回数、期間がその消費者にとって通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合（消費者の生活状況、認識等に照らして判断します）、消費者は締結された契約を取り消すことができます。

また、事業者が事実と異なることを告げた場合に契約を取り消すことのできる重要事項について、その範囲が拡大されました。これまでは、物品、権利、役務その他契約の目的となるものに関して契約するか否かの判断に通常、影響を及ぶかどうかでしたが、さらに目的物に関しない事項であっても、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益について損害または危険を回避するため、通常必要であると判断される事情を告げられた場合も、契約を取消すことができるようになりました。例えば、「床下に白アリがおり、このままだと家が倒壊する」と告げられたようなケースです。

また、取消権を行使できる期間が、これまでは追認をすることができる時から6ヵ月でしたが、1年間に延長されました。また取消権を行使した消費者は、給付を受けた場合であってもその当時取り消すことができるものであることを知らなかった時は、全部を返す必要はなく、現実に利益を受けた限度で返還すればよいことになりました。

### 2. 契約条項の無効の範囲が追加されました。

消費者の解除権を放棄させる契約条項の無効が新たに規定されました。無効となるのは次のケースです。

①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項。

②有償の消費者契約について、目的物に瑕疵があること（請負契約では仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる事項。

また、消費者の利益を一方的に害する条項はこれまでも無効とするとされてきましたが、さらに、不作為をもって消費者が契約したものと見なす条項も無効と規定されました。